

## ◇静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則

### 1 改正の理由

県内の公的医療機関等への医師の就業を促進するため、静岡県医学修学研修資金貸与事業の見直しを行ったことに伴い、必要な改正を行いました。

### 2 内容

- (1) 静岡県キャリア形成プログラムの適用を受ける者に係る貸与の条件等について定めました。（第3条、第7条、第8条、第10条、第11条関係）
- (2) 知事が特に認める場合を除き、大学の医学部又は大学院において医学を履修する課程の正規の修業年限を医学生修学資金の貸与期間とすることとしました。（第4条関係）
- (3) 大学の医学部に在学中に貸与を受けていた者にあつては、知事が定める区域に所在する知事が指定する公的医療機関等における勤務期間が4年に達することを返還債務の免除の条件に加えることとしました。（第10条関係）
- (4) 県内の公的医療機関等において臨床研修を行った全ての期間について返還債務の免除の対象期間に加えることとしました。（第10条関係）
- (5) その他必要な改正を行いました。

### 3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとしました。